

## 高知県食品産業成長支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県食品産業成長支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 県は、県内の飲食料品製造業者の経営革新に向けた環境整備や企業の中核を担う人材の確保及び育成等を図る取組を支援することにより、県内の食品産業の発展と魅力向上を図ることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助事業者)

第3条 補助事業者は、県内に本社を置く事業者のうち、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) 日本標準産業分類の「食品製造業（中分類09）」又は「飲料・たばこ・飼料製造業（中分類10）」（たばこ製造業及び飼料・有機質肥料製造業を除く。）を主たる事業として行っていること。
- (3) 従業員数50人以上又は売上高30億円以上であること。
- (4) 別表第1に掲げる基準を満たす事業戦略及び人材戦略（以下「事業戦略等」という。）を策定していること。
- (5) 第5条第1項の規定による補助金の交付の申請時まで確定している決算状況において、債務超過の状態にないこと。
- (6) 県が別に定める期間内に、補助金の交付の申請に係る事前相談を行っていること。

### (補助事業、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助事業期間)

第4条 補助事業、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助事業期間は、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に知事が定める関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容、補助金の交付の適否等について審査し、適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(1) 別表第3に掲げるいずれかに該当するとき。

(2) 本県において県税及び県に対する税外未収金債務の滞納があるとき。

2 知事は、前条第2項ただし書の規定により申請されたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して補助金の交付を決定するものとする。

3 知事は、第1項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業の実施に当たっては、別表第3のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第3のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合

(4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

第9条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、当該超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助事業の変更又は中止等)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容等について、変更又は中止等をしようとするときは、事前に別記第3号様式による変更(中止)等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更(中止)等の承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する事項とする。

(1) 補助金額が増額となる場合

(2) 補助金額を20パーセントを超えて減額する場合

(3) 補助対象事業区分間の配分の20パーセントを超える変更をする場合

(4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

## (5) 補助事業の内容を大幅に変更する場合

### (補助金の交付の決定の変更)

第 11 条 知事は、前条の規定による変更申請書が、審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定の変更を行い、別記第 4 号様式による変更等承認通知書により、当該補助事業者へ通知するものとする。

### (補助金の概算払の請求)

第 12 条 補助事業者は、規則第 14 条ただし書の規定に基づき補助金の一部について、概算払を受けようとするときは、別記第 5 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

### (補助事業の実績報告等)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業終了年度の翌年度の 4 月 15 日のいずれか早い日までに、別記第 6 号様式による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間が複数の年度に及ぶ場合、初年度の事業実績について、当該年度の 1 月末時点の実績を、同年 2 月 16 日までに別記第 6 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 第 5 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第 1 項の実績報告書を提出した後、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、速やかに別記第 7 号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

### (補助金の額の確定等)

第 14 条 知事は、前条第 1 項及び第 2 項に規定する実績報告書を受領し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第 8 号様式による補助金の額の確定通知書により、当該補助事業者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 知事は、確定した補助金の額と第 12 条の規定による概算払額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。

### (財産の管理及び処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、別記第 9 号様式による取得財産等管理台帳を設け、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業による取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超える機械、器具、備品その他の財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第 10 号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の規定により財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者に収入が生じたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

(補助事業の調査等)

第 16 条 知事は、補助事業の遂行状況について、関係書類の提出を求め、又は関係施設若しくは関係書類について必要な調査を行うことができる。

2 前項の規定に基づく調査の実施に当たっては、補助事業者は、当該調査に応じなければならない。

(関係書類の保存)

第 17 条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類並びに運航実績が分かる証拠書類を作成し、かつ、当該収支及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(グリーン購入)

第 18 条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 19 条 補助事業又は補助事業者に関して高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目を除き、原則として開示を行うものとする。

(知的財産)

第 20 条 補助事業に関連する知的財産については、補助事業者の責任において適切に管理しなければならない。

2 補助事業により作成された著作物に係る著作権に関し、第三者の著作権を侵害するものとして、第三者との間で紛争が生じた場合は、補助事業者は、その責任においてこれを処理し、解決しなければならない。

(目標数値の達成状況の報告)

第 21 条 事業完了後の補助事業の成果を報告するため、補助事業終了年度から 3 年間の各年度の実績を翌年度の 4 月末日までに別記第 11 号様式による実施状況報告書を知事に提出しなければならない。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 10 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 8 条、第 9 条、第 15 条から第 17 条まで及び第 19 条から第 21 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）事業戦略及び人材戦略の基準

事業 戦略	補助事業の実施期間において、総売上高の伸び率を年率平均5.0%以上増加する計画であること。ただし、原材料の安定確保に課題がある等、総売上高の年率平均5.0%以上の増加が見込めない合理的な理由があると認められる場合は、「補助対象事業に関する売上高の伸び率を年率平均5.0%以上増加する見込みの計画」でも可とする。
	補助事業の実施期間において、正社員1人当たりの給与支給総額を年率平均1.5%以上増加する計画であること。
人材 戦略	補助事業の実施期間に、県内の事業所において、大卒者等の中核人材※を1名以上確保する計画であること。 ※大学、大学院、高等専門学校（専攻科）の卒業生、かつ採用時点において原則34歳以下の者であって、事業上の様々な業務において中核を担う人材や高度な専門性を有する人材（候補者を含む）を指すものとする。
	以下の事項が盛り込まれていること。 ①長期的な経営戦略の目標達成に必要な人材像（必要とするスキル・能力、配置場所、人数等） ②人材の採用、育成及び配置計画（3年以上の長期的な計画であること。） ③目標値及び進捗管理方法
共通	補助事業が経営戦略及び人材戦略の目標達成に必要な取組として位置付けられていること。
	具体的な取組内容、目標及びスケジュールが定められていること。
	他の企業のモデルとなり得る計画であること又は地域経済への波及効果が見込まれる計画であること。

別表第2（第4条関係）

補助事業	補助対象事業	費目	補助対象経費の内訳	補助率及び補助限度額	補助事業期間
人材確保・育成事業	事業戦略等に基づいて行う以下の事業 (1)人材の確保を図る事業 (2)人材の育成を図る事業 (3)人材の定着を図る事業	謝金	指導、助言等を受けるために招へいした専門家への謝礼の支払に要する経費	・補助率： 1/2以内 ・補助限度額： 300～3,000万円	交付決定日から事業戦略等の終期又は令和10年3月末のいずれか早い日まで
		旅費	社員旅費及び指導、助言等を受けるために招へいした専門家の旅費		
		委託費	人材確保・育成等に必要な取組を委託する経費		
		インターンシップ推進費	プログラム立案や学生周知のための業務委託料や専門家相談による謝金等、インターンシップの受入れ体制整備に要する経費 (注1)参加者生に対して支払う賃金、手当、交通費等は補助対象外とする。		
		機械装置費	人材確保・育成等に必要な機械装置又は器具の新規購入に要する経費（据付け、試運転等に要する経費を含む）		
		その他事務費	会場借料、出展小間料（小間装飾料、備品借上料及び電気水道等使用料）、印刷製本費、資料購入費、備品購入費、通信運搬費、借料又は損料、教材費、消耗品費、雑役務費、原稿料、受講料、翻訳料、通訳料、広告宣伝費、ホームページ作成費、動画作成費、使用料（クラウドサービス利用費等）		
環境整備等事業	事業戦略等に基づいて行う以下の事業 (1)新技術・新商品開発事業 (2)生産性向上事業 (3)販路開拓事業	工事請負費	施設改修に必要な工事に要する経費	・補助率： 1/2以内 ・補助限度額： 300～3,000万円	交付決定日から事業戦略等の終期又は令和10年3月末のいずれか早い日まで
		機械装置費	機械装置又は器具の新規購入に要する経費（据付け、試運転等に要する経費を含む）		
		直接人件費	開発に直接従事する従業員(補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る。)の製品・技術の開発業務時間に対応する人件費 (注1)人件費単価は、「健保等級」基準を使用する。 (注2)直接人件費は県内事業所に属する者に限る。 (注3)直接人件費の上限は、補助対象経費の2分の1を超えない額とする。		
		謝金	指導、助言等を受けるために招へいした専門家への謝礼の支払に要する経費		
		旅費	旅費及び指導、助言等を受けるために招へいした専門家の旅費		
		原材料費	原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費		
		外注加工費	試作品の市場調査及び商品開発に係るコンサルティング会社等への委託料、試作品の製造に係る委託料、パッケージの制作及び版代・型代等の製版に係る経費並びにデザインの外注費として支払われる経費 (注1)外注加工費及び委託費の合算の上限は、補助対象経費の2分の1を超えない額とする。 (注2)外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。		
		委託費			
		技術導入費	大学や公設試験研究機関等との共同研究契約に基づき支払う負担金や、特許権や実用新案権等の産業財産権の使用料等、外部からの技術指導や知的財産権の導入に要する経費		
		マーケティング調査費	自社製品等のマーケティング調査に要する経費		
		役務費	商品開発に伴う微生物、栄養成分等の検査費用及び商標等の登録に要する経費		
		リース料	生産現場でのDXやIoT導入、システムによる生産管理等、ソフトウェアのライセンス使用料やサブスクリプションに要する経費		
その他事務費	会議費、会場賃借料、印刷製本費、資料購入費、備品購入費、通信運搬費及び試運転に要する経費				

別表第3（第6条 - 第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。